

四日市市告示第137号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者の指定について、下記の手数料の指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定に基づき、告示する。

令和5年3月28日

四日市市長 森 智広

1 指定納付受託の指定を受けた者

名称、所在地	
株式会社三十三カード	三重県四日市市幸町2番4号
三井住友カード株式会社	大阪府大阪府中央区今橋4丁目5番15号

2 指定納付受託者に納付させる歳入の種類

戸籍手数料

住民登録手数料

印鑑証明等手数料

納税証明等手数料

3 指定期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(財政経営部財政課)